海外情報

中国の税務行政

国税庁国際業務課 小 杉 直 史

♦SUMMARY♦

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、 職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、中華人民共和国に派遣されている職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

(税大ジャーナル編集部)

税大ジャーナル 5 2007.6

目 次	
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	35
一 組織	
1 所掌	
2 組織構成及び職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	35
3 幹部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	
5 分税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	
6 国家税務局と地方税務局の関係	36
7 地方政府との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	36
二 税収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
三 職員の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	37
1 採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	37
2 昇進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	37
3 退職	38
4 処罰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	38
5 紀律規定	38
四 コンプライアンス向上の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	38
1 官製領収証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	38
2 第三者通報報奨制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
3 税務調査	70
4 脱税事件の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	70
5 滞納者公告法	71
五 事務運営の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	71
1 増値税17	71
2 個人所得税	72
3 企業所得税	73
4 国際課税	74
5 権利救済制度(不服審査、訴訟制度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
6 納税者サービス・広報・・・・・・・・・・・・・・・・・17	74
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	75

はじめに

本稿は、中国の税務行政について、日本との比較で特徴的と考えられる部分を中心に、 最新の動向や国家税務総局職員からの話など を取り入れて説明を行ったものである。なお、 本稿に係る意見・コメントなどは、すべて筆 者の個人的な見解である。

データは本稿執筆時(07年3月)のものであり、邦貨換算額の為替レートは1元=15円で計算している。

一 組織

1 所掌

我が国の国税庁に相当する組織は国家税務 総局 (SAT: State Administration of Taxation)である。国務院(日本の内閣に相 当)の税収業務を主管する、正部級(本省級) 国務院直属機構であり、税務行政の執行全般 を所掌している。

税制の企画・立案は国家税務総局と財政部 (日本の財務省に相当)が共同で行っている。 租税条約に関する交渉及び締結は国家税務 総局が行い、財政部は関与していない。

(注) 明文上は租税条約の協議及び締結は財政部 税政司の職責とされているが、実務上は国家 税務総局の国際税務司が担当している。

このように国家税務総局は、日本の国税庁 と財務省主税局の一部の機能を併せ持ってい る組織である。

関税については、税関総署(財政部、国家 税務総局のいずれからも独立した国務院直属 機構)が所掌している。

社会保険料は労働社会保障部の所掌であり、 徴収は社会保険基金取扱機構が行う。社会保 険料の徴収については地方政府がその徴収機 構を規定するとされており、社会保険基金取 扱機構のほかに税務機関も徴収することがで き、現在19の省や市において地方税務局が社 会保険料の全て又は一部の徴収を行っている。

2 組織構成及び職員数

本庁である国家税務総局を頂点にして、その下に国家税務局(国家税務総局の下部組織)、地方税務局(地方政府と国家税務総局の双方の下部組織)が、省レベル、区市県レベルなどの行政区域ごとに設置されている(図1参照)。下位の機構は数が非常に多いが、調査や徴収など業務別の専門分局が地区ごとに細かく設置されていることや、雑居ビルの1階や交番のような所で職員数人程度で窓口を開いているような小分局が多々あるためである。下位の機構は統廃合や新設が頻繁に行われているため、統計上の設置数は毎年激しく増減しており、日本の庁一局一署という三層構造とはかなり異なっている。

税務職員数は2005年末時点で計854,282人 (内訳:本庁1,048人、国家税務局463,077人、 地方税務局390,157人) である。

(注) 出典: 2006中国税務年鑑 742頁以下

日本の税務職員は国税が約56,000人、地方 税が約75,000人で合計約13万人余りであり、 人口比(約10倍)からいえば中国の税務職員 数は多くないともいえるが、納税者数や税収 の規模を考えると単純な比較はできない。

3 幹部

総局長は謝旭人(1947年生まれ、浙江省出身、2003年3月より就任)である。総局長は国務院による政治的任命ポストであり、部長級(大臣に相当)とされている。

謝総局長は着任前、財政部副部長、中国農業発展銀行行長、国家経済貿易委員会副主任を歴任しているが、過去に税務当局の勤務経験はない。前任の金人慶氏は、総局長から財政部長(財務大臣に相当)に異動している。

総局の幹部メンバーは、総局長を頂点に、 副局長4名、紀検組組長、総経済師、総会計師の計八つのポストで構成されている(各幹部の分担と業務内容については図2参照)。筆頭副局長は総局長と同様、国務院により任命 される。

(注) 2007年3月現在、副局長1名と総会計師が空 席となっている。

4 沿革

1950年 財政部内に税務総局が発足(財政部内の局級)。

(1978年 改革開放政策の開始)

1988年 国務院機構改革により国家税務局 に改称。副部級(我が国の庁に相当) の国務院直属局となる。

1993年 国務院機構改革により国家税務総 局に改称され、正部級(我が国の本 省に相当)に昇格し、国務院直属機 関となる。

5 分税制

1994年、抜本的税制改正により分税制が導入され、全ての税目を国税、地方税、共有税に分けて管理することになった。これに伴い大規模な組織改革が実施され、国税及び共有税の一部を徴収する機関として国家税務局が設置された。

分税制導入前は中央政府は徴税機関を持っておらず、各地方政府に属する税務局が徴収を行っていた。この税務局を国家税務局と地方税務局に分離し、例えば増値税は国家税務局、個人所得税は地方税務局など税目ごとに両局で徴税を分担させたうえ、国家税務局には地方政府を関与させず直接総局(本庁)の指揮管理下に置くことで、中央コントロールの強化を図った。

こうして現行の体制になるのであるが、総 局や各地方の国家税務局が整備されてからま だ十数年しか経っておらず、比較的新しい組 織といえる。

6 国家税務局と地方税務局の関係

税務局が国家税務局と地方税務局に分離したとはいえ、もとは一つの税務局であったた

め、現在も北京市など多くの局では入り口を 二つに分けただけで同じ建物に同居している。

税務職員は分税制導入を境にして、突然両局に二分して配置換えされることになり、職員夫婦が仲良く同勤していたのが急に同僚ではなくなってしまったという話もよく聞く。現在両局間の人事交流はなく、職員の採用も別々に行われている。日本の国税当局と地方税当局ほど明確に分かれてはいないものの、後で述べるように、地方税務局は中央よりも地方政府の影響を大きく受ける。

最近、外資企業のプロジェクトに対するPE 認定課税の動きがあるが、個人所得税を管轄する地方税務局が出張者の短期滞在者免税を否認するために専ら動いており、外資の企業所得税を管轄する国家税務局が関与しているという話は全く聞かない。職員から「〇〇地方では国家税務局と地方税務局の協力関係がうまくいっている」という話を聞くことがあるが、裏を返せば両局の関係がうまくいっていない地域もあるようである。

以前、ある地方税務局の職員が日本の国税 庁訪問を希望しているという話があり、総局 (本庁)の対外窓口部署である外事処に詳細 を確認したことがあるが、「地方税務局職員の 海外出張は予算が別枠なため総局は全く関知 していない」という対応であり、そういうも のかと驚いたことがある。

納税者サイドからも執行が両局に分離しているのは面倒で、国家と地方の両税務局にそれぞれ税務登記をして別々の納税者番号を取得しなくてはならなかったが、2007年から納税者利便の向上のため、両局の税務登記と納税者番号が統一された。

7 地方政府との関係

地方税務局は国家税務総局と地方人民政府の双方の管理下にあり(図1参照)、租税政策については総局が監督指導するものの、人事権と予算は地方政府の支配下にある。

地方政府は投資促進のため独自の減免政策を実施したいのであるが、財政の健全化を目指す中央の意向としばしば衝突する。例えば、個人所得税は地方税務局の所管であるが、一部の経済発展地域では、地方税務局が地方政府財政当局と共同で基礎控除額を引き上げる通達を独自に発出して、個人の税負担を軽くしていた。これに対して中央の財政部と国家税務総局は、地方が勝手に基礎控除額を引き上げていることを批判する通達を共同で発出したが、地方政府の支配下にある地方税務局を中央がコントロールするのはいかに難しいかを物語っている。

地方政府が予算を管理しているということは、経済が発展して財政に余裕がある地方はより多くの給与を職員に支給できることになる。このため、同じポストの税務職員でありながら地方によって給与額に何倍もの差が生じており、中央が是正に動いている。日本のように全国統一的に公務員の給与が定められているわけではない。

二 税収

近年の好調な経済成長に伴い、税収は毎年約2割のペースで急増している(図3参照)。2006年の税収は3兆7,636億元(約56兆4,500億円)に達し、分税制を導入した1994年からわずか13年で税収は8倍近くも伸びている。

2007年第一四半期の税収は1兆1,284億元 (前年同期比25.5%)と、ここ数年で最高の増加率を記録し、一部の報道では2007年の税収総額は4兆5,000億元(約67兆5,000億円)突破が見込まれるとしている。

税収の内訳(図4参照)を見ると増値税の 占める割合が最も大きく、消費課税中心の税 体系といえるが、今後は経済成長に伴い所得 課税の伸びが予想される。

三 職員の管理

1 採用

総局(本庁)及び国家税務局職員の採用については、各部局のニーズに応じて本庁の人事司が採用計画を策定して決定する。

採用試験は二段階に分けて行われ、まず中 央政府の人事部(人事院に相当)による共通 の公務員採用試験が実施され、その合格者の 中から、各部局別にそれぞれ独自の採用試験 が行われる。

地方税務局職員については、各地方政府の 公務員試験により採用される。したがって同 じ税務職員でも国家税務局と地方税務局の採 用形態は異なり、両局の間ではその後の人事 交流がない。

採用の年齢制限は原則として35歳以下であり、中途採用や民間からの出向者受入れは原則として行っていない。

本庁職員は採用後一年間、末端の地方局に 配属されて現場経験を積まされる。幹部に昇 格するためには一定期間の地方局勤務の経験 を有することが条件とされている。

採用後は異動が非常に少なく、同じ部署に 数十年在籍する職員も多い。幹部に関しては 比較的短期間に異動を繰り返すが、それでも 5年以上は同じ部署に勤めるのが普通であり、 「日本の税務職員はなぜ頻繁に異動するの か」という質問をよく受ける。

人事司職員の話では国家税務総局採用試験の競争倍率は50倍を超えており、他の政府機関と比べても人気が高い職場といえる。中国といえばコネ社会であるが、いわゆる縁故採用は厳しく禁止されているとのことである。

(注) 中国ではここ数年の就職難により公務員が 大人気であり、2005年の公務員試験の合格倍 率は36倍であった。

2 昇進と評価

昇進は選抜試験によって決定されるが、副 司長以上については上級幹部の任命が必要と なる。

勤務評価については公平を期すために全方 位評価制度を採用しており、上司だけでなく 部下も含めた所属部局の全職員の投票によっ て決定される。評価の最終結果については本 人に通知される。

地方局によっては、人事評価が最下位の職員を降格させる「末尾淘汰制」という制度が 導入されている。

幹部が異動したあとポストがしばらく空席 状態になることが多いが、これは、後任候補 者が当該ポストに適しているかどうかについ て、一定期間各方面の意見を聴取して人物面 を含めた厳しいスクリーニングを受けている ためとされている。ポストに就いた後も、約 1年間の試用期間を経て改めて正式に任用されることになる。このように、幹部に関して は職務遂行能力に限らず管理能力や人間性な どあらゆる角度から非常に厳しい選抜が行われ、管理者としての資質を徹底的にチェック される。実際に総局の幹部職員に接した印象 では、部下から信頼された人間的に優れた者 が多いように感じられる。

3 退職

定年は、原則として男性60歳、女性55歳である。ただし、女性は条件を満たせば60歳まで雇用を延長できる。また、退職者の再雇用制度がある。

4 処罰

国家税務総局の監察部局によると、2005年に違反の疑いで外部から通報を受けた件数は6,788件であった。そのうち紀律違反とみなされたものが1,949件あり、立件したのが435件、党の処分を受けた者は677名(うち5名は局長級、30名は処長級)であった。26名は罪が重いとして司法機関に移送された。また、122人に刑事処分が下された。

(注1) 出典: 2006中国税務年鑑 207頁

(注2) 2007年3月全人代における最高人民検察院 活動報告によると、2006年中に立件した汚職 公務員は約4万人(1日あたり109人)であり、 対策として「国家腐敗防止局」を新設する計 画が発表された。

5 紀律規定

2005年4月に「税務職員の5項目の禁止令」が公布され、職員の勤務時間中における禁止行為が具体的に列挙された。例えば、勝手に職場を離れること、トランプをすること、パソコンゲームをすること、インターネットでチャットをすること、株式の売買をすること、飲酒をすること、などが挙げられている。明文化しなくても常識的に判断できそうな内容であるが、それだけ職員の紀律問題の根が深いことを意味しているのかもしれない。

各税務局のウェブサイトでは職員の紀律違反を告発するためのリンクがあり、納税者から監察担当者に直接送信することができるようになっている。現場の職員は氏名と職員番号を表示した制服着用が義務付けられており、問題がある職員は容易に特定できる。

本庁職員は極めてまじめに仕事をこなすエリートが多いが、下部組織に行くほどレベルが下がる傾向がある。末端の税務分局を訪問すると、窓口なのに納税者を無視して堂々と新聞を読んでいたり、同僚とおしゃべりをし続けている職員に出くわすこともある。しかしこれはある意味、古い社会主義体制の名残であり、近年は公務員人気から厳しい競争で選抜された優秀な人材が確保されているため、世代交代が進むにつれて徐々に改善されていくと思われる。

四 コンプライアンス向上の施策

1 官製領収証制度

中国の領収証は「発票」と呼ばれており、 その発行は厳格に管理され、税務局から購入 した官製のものしか証票として使用すること ができない(税収徴収管理法21条)。日本のように文房具店などで購入した領収証を取引に自由に使用できるのとは対照的である。納税者に対して日本は性善説のため帳簿主義でもよいが、中国は性悪説であるため厳格な領収証主義を採用しているといえる。

背景として、過去に偽の領収証を使用した 増値税不正還付事件が横行して国家財政にま で影響したこと、また毎年報告される重大脱 税事件の手口でも架空領収証を使ったものが 依然として主流を占めていることがあり、税 務当局と納税者の双方にどれほど莫大なコス トとをかけようとも領収証の厳格な管理が必 要なのである。

各税務局には領収証を管理する専門の部署 が設置されており、領収証の番号によって購 入事業者が全て把握されている。

領収証には偽造防止のためにスクラッチ式 のパスワードが付されており、各税務局のウ ェブサイトで簡単に領収証の真偽を確認する ことができる。例えば、万里の長城の入場券 は領収証を兼ねているが、一枚一枚異なる番 号とパスワードが記載されており、「全国統一 発票監制章、北京市地方税務局監制」と印字 されている。この入場券兼領収証が本物かど うかを調べるためには、北京市地方税務局の ウェブサイトから「発票査詢」というページ にアクセスし、領収証番号とスクラッチして 現れたパスワードを入力すれば、「この領収証 は本物です」というメッセージが表示されて 購入事業者が表示される。試しに故意に番号 を間違えて入力すると、「この領収書は偽物な ので直ちに税務局へ通報してください!」と 表示される。

領収証を紛失した場合には税務局へ報告するとともに、メディアを通じて該当領収証番号の無効宣言公告を行わなくてはならない。

事業者は税務局に登記をしないと領収証を 購入できず、事実上経済活動が営めないため、 本制度は小規模事業者の把握に役立っている と考えられる。しかし上に政策あれば下に対策ありで、街を歩いていると怪しげな者から「領収証を買わないか」と声をかけられることが多く、領収証の闇市場が存在するようである。これらの領収証は、偽造したものもあれば従業員が勤務先から盗み出してきた「本物」もあるようである。

官製領収証を使用すると取引が全て税務局 に筒抜けになるということは、裏を返せば領 収証を使用しなければ脱税が可能ということ である。したがって取引時に「領収証不要」 といえば、それに応じて値引きが受けられる ことが多い。店にとっては納税するのも値引 きをするのも同じことだからである。

本制度の趣旨は現金取引を的確に把握することにあるが、このように領収証を使わず値引きで済まされると何の意味もない。その対策として税務局は、官製領収証の普及を促すため、領収証表面のスクラッチ部分を削って当たると賞金がもらえるという賞金くじ付領収証を発行している。北京市地方税務局の場合は、毎年4,200万元(約6億3000万円)の賞金が用意され、最高で5万元(約75万円)の当たりくじが8本用意されているとのことである。しかし、最近は物珍しさが薄れてきたり、当選率が0.6%(北京市地方税務局の場合)と意外に低いことがわかってきたため、普及にはあまり役立っていないのかもしれない

厳格な領収証管理は生活面にも影響がある。 駐在員向け幼稚園は授業料を半年分前払いし、 途中で帰国した際は月数按分して授業料を返 金してもらえるシステムである。しかし当初 支払時の領収証を無くした場合はいかなる理 由があろうとも返金には応じてくれない。領 収証の再発行には税務局の許可が必要で極め て面倒な上、当初の領収証なしで返金処理を した場合は幼稚園側に1万元以下の罰金が課 されるおそれがあるからである。

一定規模以上の事業者は、領収書を発行す

るためのプリンターおよびソフトウエアを税務局指定業者から有償(約数万円)で購入しなくてはならない。このプリンターの記録は税務局とつながっており、領収証を発行した全ての売上が税務局に把握されるシステムになっている。

領収証の記載内容は、受領者、支払者、発行日、内容、金額など厳しく定められており、 日本で流通しているような「上様」では税務 局に認められない。

納税者は申告や過去の違反状況によって税務局により四段階にランク付けされているが(納税者信用等級評定管理試行弁法:国税発[2003]92号)、最低ランクに評価された納税者は税務局からの領収証の販売が停止されるため、実質的に経済活動を行うことができなくなる。

2 第三者通報報奨制度

日本にはない制度として、脱税者の通報及 び通報者への報奨の制度がある(税収徴収管 理法13条)。

国家税務総局をはじめ、ほとんどの地方の 税務局ウェブサイトにはトップページに脱税 通報のためのリンクがある。通報によって追 徴された脱税額により、通報者への報奨額が 決定される。

以前は報奨額の決定は地方の各税務局の裁量に任せられていたが、2007年3月から「納税者脱税行為検挙奨励暫行弁法(国家税務総局財政部令18号)」が施行され、全国統一的に管理されるようになった。例えば、通報により脱税者から1億元の追徴税額が得られた場合には通報者に10万元以下の報奨金が支給される、などと具体的に定められた。

3 税務調査

調査対象選定にあたっては、分析指標などによる詳細な申告書の審査などが行われるが、 そのマニュアルは「納税評価管理弁法(国税 発[2005]43号)」として公開されている。

税務局の直属機構として脱税に対する調査を専門に行う「稽査局」が設置されている(税収徴収管理規則9条)。この稽査局が査察に相当するのではないか、という考え方があるが、職員の話では稽査局の調査は通常の税務調査として行政処分の範囲内で行われるものであり、強制調査権はなく、我が国の査察制度とは異なるようである。脱税規模が一定基準を超えるなど犯罪に該当すると認められた場合には、公安当局に移管されて刑事責任が追及される。

通常の調査とはいっても納税者に対して税務調査への協力義務が定められており(税収徴収管理法56条)、調査への非協力については罰則規定があることから(同法70条)、間接的な強制調査ともいえる。また、推定課税に対する挙証責任は納税者側にあるため(税収徴収管理規則47条3項)、移転価格調査などで根拠がはっきりしないまま課税されるケースも多いと聞く。

4 脱税事件の公表

国家税務総局は毎年「10大脱税事件」を公表しており、その内容は、納税者の実名、脱税手口、非違金額、処罰内容まで含まれる詳細なものである。税務当局機関紙である中国税務報には、しばしば脱税者に対する税務処理決定書がそのまま実名入りで掲載されている。脱税者の情報を徹底的に開示して社会的制裁を与えることにより、一罰百戒の効果を求めていると思われる。

2005年に全国の県級以上の稽査局が調査処理した事案は約48万件であり、そのうち追徴税額が100万元(約1,500万円)を超えた事案は3,300件あり、追徴税総額は99.5億元(約1,493億円)となった。公安当局へ移送された刑事処分案件は6,435件あり、無期懲役となった者は10名、死刑となった者は3名いる。

(注) 出典: 2006中国税務年鑑 188頁

コンプライアンスが低いということは現場 の税務職員は常に危険と隣合わせであること を意味している。税務職員に対する暴行事件 も発生しており、納税者に殺害された職員の 追悼集会なども開かれている。

(注) 中国税務報2005.10.21、2004.11.10記事

5 滞納者公告法

税収徴収管理法45条には「税務当局は納税者の滞納状況について定期的に公告する」と規定されており、2005年1月には公告手続について具体的に定めた「滞納者公告法(国家税務総局令[2004]9号)」が施行された。

各税務局のウェブサイトでは滞納者の名称、税務登記番号、納税地、滞納税額が公開されているが、中には「○○公司、印紙税滞納5元(約75円)」という細かい金額の公告もあり、かなり徹底している。

ここで、上記のような脱税者や滞納者の実 名公表が守秘義務に抵触しないのかという疑 問が残るが、税収徴収管理法実施細則5条に 「租税違反行為については守秘義務の対象と しない」という規定があるので問題ない。中 国では、公民身分証の氏名と番号が判れば誰 でも簡単に公安部のウェブサイトから顔写真 などの情報が入手できるので、個人情報保護 の感覚はあまりないようである。

滞納残高については公表されていないが、2006年4月に謝総局長が記者からの質問に対して「2005年中に整理した滞納税額は200億元(約3,000億円)」と回答しており、滞納整理も大きな課題のようである。

滞納者については出国を阻止することが可能であり(税収徴収管理法44条)、過去には、脱税で摘発された天津の某日系企業代表が出国しようとした際、出入国管理局に通報されてパスポートチェックにより出国を阻止されたという報道もあった。

(注) 中国税務報2002.10.25記事

五 事務運営の特徴

1 増値税

(1) 概要

増値税は、主としてモノの取引に対する付加価値税である。これとは別に営業税があり、主としてサービス取引に対する売上高税である。この二税が我が国の消費税に相当する。 増値税は税率が17%と高く、税収の中で最も大きい割合を占めている(図4参照)。

増値税は共有税であり、税収は中央75:地 方25の比率で配分され、徴税は国家税務局が 行う。

(2) 輸出増値税の不還付問題

増値税が94年1月に導入されて以来、現在 まで納税者を悩まし続けているのが輸出増値 税の不還付問題である。仕入増値税は輸出時 には本来全額還付を受けられるべきであるが、 政策的に還付税率を17%→13%などと引き下げ ることによって、納税者に差額相当分の増値 税還付を放棄させているのである。

増値税の導入後、徴税システムの不備や架空領収証による不正還付の横行などにより、還付請求額が徴収税額を上回り財源が足りなくなるという異常事態が生じた。ないものは払えるはずがなく、当局は還付税率を基本税率の17%から度々引き下げたものの、小手先の対応では財源不足を解消できず、結果的には真面目に納税してきた企業に一層の税負担を強いておきながら脱税企業については野放しという格好となり、さまざまな批判を浴びることになった。

当初は財政上の理由による還付税率の引き下げであったが、その後は品目ごとに輸出高を調整する産業政策のツールとして増値税還付税率が使われている。輸出時に増値税が還付されるかどうかで企業の輸出へのインセンティブが変わるからである。

中国は技術立国を目指しているため、最近 は露骨にIT産業を保護して加工集約型産業を 淘汰させるような政策を打ち出しており、輸 出増値税の還付税率調整も政策の一つとなっている。しかし、付加価値税は輸出時には全額還付されるという国際的な原則が無視されているうえ、還付税率の変更は突然公布されて即施行されることが多く、予見可能性の観点から各方面の批判を浴びている。

2 個人所得税

(1) 概要

日本のような総合課税方式ではなく分離課税方式を採用しており、課税所得区分ごとに税率と申告計算方法が定められている。給与所得は毎月申告が必要であり、税率は5%~45%の超過累進制である。

個人所得税は共有税であり、税収は中央 60:地方40の比率で配分される。徴税は地方 税務局が行う。

(2) 個人所得税法の改正

2006年1月に個人所得税法が改正され、給与所得の基礎控除額が月額800元(約12,000円)から1,600元(約24,000円)に引き上げられた。この結果納税者数は減少したが、経済成長で個人の所得が伸びているため2006年の個人所得税税収には全く影響がなく、納税者に減税の恩恵を与えながら税収を伸ばすという当局の思惑どおりの展開となった。

(3) 納税者管理の強化

個人所得税の税収が伸びて重要度が増していることから、近年個人納税者管理の強化策が次々と発表されている。

2005年10月に個人所得税管理弁法(国税発[2005]120号)が施行され、各税務局は個人の基本情報、収入、納税状況及び関連情報に関する納税者毎の一元管理ファイルを設置した。しかし裏を返せば、それまでは税務局内にそのようなファイルが存在していなかったことを意味する。

2006年1月には外国籍人員の個人所得税ファイル資料管理強化の通知(国税函[2006]58号)が公布され、外国人については就業する

企業側に個人の管理台帳設置を義務付けて、 外国人管理を強化する方針が明らかになった。 中国は賃金水準が低いため超過累進税率のカ ーブがきつく、外国人駐在員は本国よりも高 い税率が適用されてしまうため、本国で支給 される留守宅給与などは申告せずに中国での 給与のみを申告していたケースが多かったよ うである。

(4) 高額所得者確定申告の開始

2006年1月から改正個人所得税法及び実施条例が施行されたことにより、年間所得12万元(約180万円)以上の高額所得者には翌年3月末までの確定申告義務が定められた(同実施条例36条)。2006年11月には個人所得税自己納税申告弁法(試行)(国税発[2006]162号)が公布され、具体的な申告手続が定められた。

個人所得税は分離課税方式のため各種の所得は別個に申告することになるが、確定申告によってこれらの情報をひとつに名寄せして一覧性を持たせることができるため、当局側の管理強化に非常に役立つことになる。また、中国が目指す分離課税方式から総合課税方式への将来の改正のための布石とも考えられる。

しかし、確定申告を行うからといって従来の月次申告の免除や簡素化があるわけではないので納税者の負担は増加する上、そもそもこれは「確定させる」ための申告ではなく「既に確定した」申告の年間合計データを転記した総括表を作成させるという二度手間の作業をあり、税務当局内部で対応可能な作業を納税者に押し付けただけともいえる。その意味で、我が国における給与の年間収入が2000万円を超える者についての確定申告義務は、年末調整がなされていないから必要な作業であるという点から、中国の制度とは趣旨が異なる。

12万元という申告基準については、外国人 駐在員はほぼ全員該当する一方で中国人は通 常該当しないこと、また申告書には全ての欄 や記載方法が英語で併記されており「国外所 得」欄をわざわざ設けていることから、やは り外国人管理強化の目的が大きいと考えられ る。

2006年度における全国確定申告者は162万 8,706人であり、平均年所得は31万6,227元(約 474万円)であった。

(5) 電子申告

筆者も個人所得税の申告義務があるため、 北京市地方税務局に電子申告の方法を聞きに 行ったことがある。その際職員が、ほかの納 税者達が見ている前で、パソコンに筆者の納 税者番号、パスワードや所得金額を入力し始 めたのには驚いた。日本人としては普通の所 得でも中国人にとってはとんでもない高額所 得者となるので、このあたりのセキュリティ の感覚をもう少し身に着けて欲しいものであ る。筆者の電子申告パスワードを盗み見た者 が、悪意で虚偽の環付申告をしないとも限ら ないからである。日本のように「なりすまし防 止」など徹底的にセキュリティを確保してか ら実施しているのとは対照的である。電子申 告は驚くほど簡単な操作で完了したが、セキ ュリティ面では不安が残った。

電子申告利用率の全国統計データは公表されていないが、各税務局によって導入や実施の状況が異なるため、地域によって大きな差があると思われる。都市局では電子申告は非常に普及しており、報道によると南京市地方税務局の2006年12月のインターネット申告普及率は77%に達している。

(注) 金陵晚報2006.12.1記事

77%という数字がどのように算出されたのかは明らかではないが、中国では給与所得については企業が毎月源泉徴収して申告する義務があり、簡便なインターネット申告により当局と企業の双方が毎月の事務負担を軽減できるため、ネット環境がある企業にて急速に普及していったと考えられる。

3 企業所得税

(1) 二つの企業所得税法

中国はこれまで内資企業と外資企業とで異なる企業所得税法が適用されており、徴税や管理も地方税務局と国家税務局で分かれていた。

外資企業には様々な優遇税制が設けられていることから、一般に外資企業の企業所得税 負担は内資企業に比べ軽いとされており、例 えば、内資企業に適用される本則税率が33% なのに対し、深センなど国内5か所の経済特区 で外資企業に適用される税率は15%であった。

内資企業と外資企業の企業所得税の統一の必要性については2002年ごろから議論されていたが、商務部(経済産業省に相当)が「外資の対中直接投資に悪影響を及ぼす」として反対を表明し、また中国に進出している外資企業54社が連盟で反対の意見書を提出するなど、紆余曲折が続いていた。

(2) 企業所得税法の統一

2007年3月、ようやく統一された新企業所 得税法が全人代で採択され、2008年1月から 施行されることになった。

新企業所得税法では標準税率は25%となったが、既に享受している優遇税制については5年間の経過措置が認められた。国際課税については、タックスへイブン税制、移転価格の文書化規定、関連者間のコスト配分など最新の規定が全て盛り込まれているが、具体的な手続面については明らかにされておらず、企業所得税法実施条例の公布を待たなくてはならない。

現在の国家税務総局における企業所得税管理体制は、基本的に内資企業は所得税司、外資企業は国際税務司と分担されている。今回の企業所得税法統一によって管理体制も見直しが進められているようである。

4 国際課税

(1) 租税条約

条約締結国は82ヶ国である。このほか、香港とマカオについても条約を結んでいる。最初に結ばれたのが1983年に署名された日本との条約である。

国家税務総局は国際業務の重点方針で、租税条約に基づく情報交換の積極的活用を挙げており、2006年には情報交換事務規程(国税発[2006]70号)を定めている。

(2) 移転価格税制

1991年に外資企業所得税法施行とともに導入され(同法13条)、1992年には関係通達を公布した。1997年に総局本庁の国際税務司に反避税処(移転価格担当部署)を設置し、1998年には関連企業間取引の税務管理規定(国税発[1998]59号)及び移転価格課税を強化する通達(国税発[1998]25号)を次々と公布し、現在に至るまで逐次体制を整備してきている。

2007年3月には日中間で初めて移転価格課税事案にかかる相互協議が合意された。相互協議も上述の反避税処が担当しているが、本庁に職員が6名しかおらずマンパワーが絶対的に不足しているため、現在増員を要求中とのことである。そのような状況下、日本との相互協議は他国に比べて順調に進んでいるといえる。

移転価格の文書化規定については、近々発表されると言われ続けて1年以上が経つが、新企業所得税法43条にて「申告時は関連者間の取引報告書、調査時には関連資料」の提出を義務付けており、文書化規定の公布は近いと考えられる。同条ではまた、親会社やグループ会社の資料の提出義務を定めており、更に同法44条で資料を提出しない場合の推計課税を定めていることから、同法施行後は移転価格調査が一層厳しくなるものと見られている。

新企業所得税法で申告期限が1ヶ月延長されたのは、納税者に膨大な文書化資料作成の

準備期間を与えるためでは、という憶測もあ る。

(3) 事前確認制度

1998年に公布された「関連企業間取引の税務管理規定(国税発[1998]59号)」にて初めて事前確認制度が制定された。2002年に改正された租税徴収管理法実施細則にて法令レベルで規定され(同細則53条)、2004年には手続通達(国税発[2004]118号)が公布された。

2005年4月、中国としては初めての二国間 事前確認事案(BAPA)を日本と合意した。そ の後は米国とも合意し、韓国とも協議が進ん でいるようである。

5 権利救済制度(不服審査、訴訟制度)

課税処分に不服がある場合、一旦税務当局の指摘どおりに納税し、その納税の証明を受け取った日から60日以内に上級税務機関に異議申立てをすることができる。上級税務機関は、異議を受領した日から60日以内に決定をしなければならず、納税者がその決定に不服のある場合には、決定の通知を受けた日から15日以内に人民法院(裁判所)に提訴することができる。

不服申立てが認められた例は少ないといわれており、過去には、アモイの会社が税務局の調査による罰金の行政処分を不服として提訴したところ、脱税額が多額であるため罰金よりもさらに重い刑事罰を適用すべきという判決が下され、納税者は不服申立てをしたことで逆に罪が重くなってしまったケースがある。

6 納税者サービス・広報

各税務局は「12366番、納税者サービスホットライン(納税服務熱線)」を開設し、納税者に対し電話を通じた総合的サービスを提供している。

2005年には「納税服務工作規範(国税発 [2005]165号)」を公布し、税務職員の納税者

サービス業務について具体的に定めた。

国家税務総局ウェブサイトでは頻繁に税に 関する懸賞付クイズやアンケートを実施して おり、税知識の普及を図っている。また、毎 年4月を「全国税収宣伝月間」として、メディ アを通じた各種の広報活動を積極的に行って いる。

おわりに

北京に3年近く滞在したが、2008年夏のオリンピックに向けて建設工事のラッシュで、街の様子が赴任したときとは全く違うものになっている。

その一方で、少し郊外に行くと、いまだに 泥河の水で洗濯をして洞穴のような所に住ん でいる人が大勢いる。

地方によって気候も慣習も言葉も民族も全 く異なり、一つの国家として成立しているの が不思議なほど多様性がある。

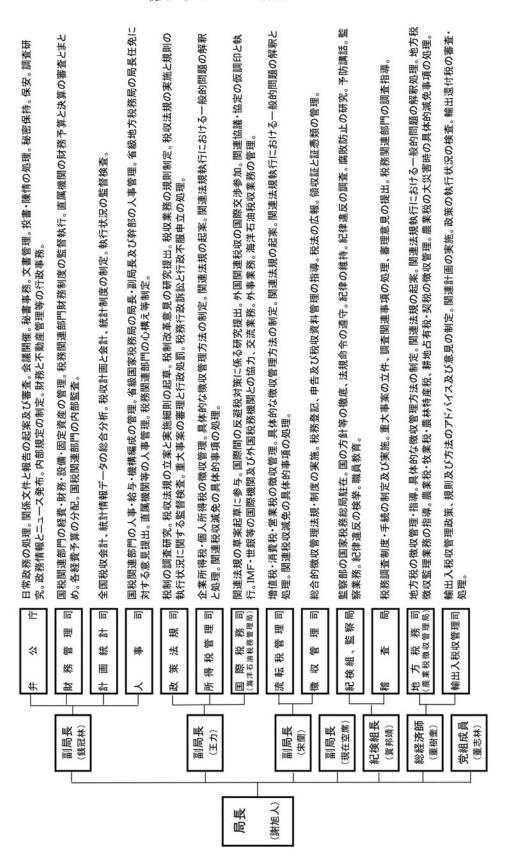
13億の民が住む広大な国土では、税務行政の執行上様々な困難が生じて当然だと思うが、これに一生懸命立ち向かっている国家税務総局職員の努力が報われることを、切に願ってやまない。

海関総署 4,873 派出機構(稅務分局·稅務所等)19.699 事業単位(税務師管理センター等)2,364 (30局) 直属機構(調査局·徴収局等) 地方税務局 (2,981局) (地方税務局その他機構) 各省人民政府 副省級以下 省級地方税務局 迟 (出典:2006中国税務年鑑を基に作成) 務 2,972 派出機構(稅務分局·稅務所等)10.584 事業単位(税務師管理センター等)4,091 H (31局) 国家税務局 (3,458局) 直属機構(調査局·徴収局等) 国家税務総局 (国家税務局その他機構) 副省級以下 省級国家税務局 税務当局機構図 恕 內 油 <u>₩</u>

176

図2 国家税務総局本庁幹部の分担及び各部局の業務内容 (2007年3月現在)

出典:国家税務総局ホームページを基に作成〉



(出典:国家税務総局ホームページの統計情報を基に作成) 国家租税収入の推移 <u>⊠</u> ⇔

2006 2002 2004 2003 2002 2001 2000 年度 1999 1998 1997 1996 1995 1994 40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 10,000 5,000 15,000

	(0	
2006	37,636	21.9
2002	30,866	20.0
2004	25,718	25.7
2003	20,466	20.4
2002	16,997	12.1
2001	15,166	19.7
2000	12,666	22.8
1999	10,315	13.4
1998	9,093	10.5
1997	8,226	16.7
1996	7,051	18.0
1995	5,974	17.8
1994	5,071	1
年度	税収(億元)	增収率(%)

図4 2006年税収の税目別内訳及び増加率

(出典:国家税務総局ホームページの統計情報を基に作成)

(単位:億元)

	2005年		2006年		
	金 額	割合	金額	増加率	割合
国内増値税	10,698.3	34.7%	12,894.6	20.5%	34.3%
国内消費税	1,634.3	5.3%	1,885.7	15.4%	5.0%
税関代理徴収輸入増値税·消費税	4,220.0	13.7%	4,967.1	17.7%	13.2%
営業税	4,231.4	13.7%	5,128.9	21.2%	13.6%
内資企業所得税	4,363.1	14.1%	5,545.9	27.1%	14.7%
外資企業所得税	1,147.7	3.7%	1,534.8	33.7%	4.1%
個人所得稅	2,093.9	6.8%	2,452.3	17.1%	6.5%
資源税	142.6	0.5%	207.2	45.3%	0.6%
都市維持建設税	796.0	2.6%	940.2	18.1%	2.5%
不動産税	435.9	1.4%	515.2	18.2%	1.4%
印紙税	226.7	0.7%	376.6	66.1%	1.0%
都市土地使用税	137.3	0.4%	176.9	28.8%	0.5%
土地増値税	140.0	0.5%	231.3	65.2%	0.6%
車船使用税	38.9	0.1%	50.0	28.5%	0.1%
車両購買税	557.6	1.8%	687.5	23.3%	1.8%
たばこ税	_	-	41.3	-	0.1%
その他の税	1.9	0.0%	0.7	<i>−63.2%</i>	0.0%
合 計	30,865.8	100.0%	37.636.3	21.9%	100.0%

⁽注) 租税収入には、関税は含まれていない。また、輸出還付税金については反映されていない。